

仕様書

1. 業務名称

令和8年度京橋公園イルミネーションの企画及び設置等業務委託

2. 事業目的

都島区では、令和8年6月頃に「都島区まちづくりビジョン2040」を策定する予定であり、その中で京橋公園周辺をターゲットエリアとして位置づけている。本業務では、まちづくりビジョンの実現に向けた取組の1つとして、京橋公園でイルミネーションを行い、にぎわいの創出と、周辺の回遊性の向上を図る。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年1月19日（火）まで

（点灯期間：令和8年12月1日（火）～12月25日（金））

4. 履行場所

京橋公園（大阪市都島区東野田町2-6）

5. 業務内容

- ・イルミネーションの企画、設置、撤去等、運営、連絡調整等

（1）イルミネーション点灯期間及び時間帯

◎点灯期間：令和8年12月1日（火）～12月25日（金）の25日間

◎基本点灯時間：17時から23時まで（予定）

（2）開催場所

京橋公園（大阪市都島区東野田町2-6）

※グラウンドレベル（地上階）を中心に企画すること

（3）実施コンテンツ

京橋公園のにぎわい創出および周辺の回遊性の向上につながる取組となるよう企画を行うこと。

（4）業務内容

以下の業務を実施すること。実施にあたっては、電気工事法等の各種法令に基づき、適切な技術者を配置すること。

ア イルミネーションの企画業務

- ① 都島区まちづくりビジョン実現に向けて、京橋公園をアピールし、にぎわいを創出するため、主に、若年層をターゲットとして、季節感がある内容とすること。人目を引き、立ち寄りたくなるような演出、写真や動画に撮って SNS 等で共有したくなるような演出とすること。Osaka Metro 京橋駅やコムズガーデンの利用者が、地上階に立ち寄ってみたいくなるような工夫を行うこと。
- ② 円形広場付近にメインとなる演出を行うこと。なお、にぎわいの創出と回遊性の向上に向けて、効果性をより高めるために、別途、点灯期間中に円形広場でイベ

ントを開催する可能性がある。

- ③ 公園の出入口3か所（参考：別紙1）に、京阪モールや国道1号線等を通行する人の目を惹く演出を行うこと。
- ④ 公園全体を会場とするため、各所に演出を行うこと。
- ⑤ その他、企画にあたっての条件、留意事項は以下のとおり。

<機材や電源の確保>

- ・機材の調達方法について、ア②以外については可能な限り購入とし、ア②については、リース・購入は問わない。
※ア②以外の演出で使用する機材については、今後、当区で実施するイルミネーションイベントでも利用することを想定しているため、考慮して企画すること
※イルミネーションの内容をより充実させるため、受注者が調達するイルミネーション機材に加えて、別紙2に示す機材を活用することができる（別紙2記載の留意事項を遵守すること）。
※購入した機材について、発注者と協議のうえ、撤去後は発注者へ引き渡しまたは適切に廃棄すること。
- ・電源は、配電盤（100V 2口、200V 2口）、コンセントポール（100V 1口、200V 1口）を利用可能（電気料金は受注者負担）。
※配電盤、コンセントポールの配置、仕様は、別紙3-1、別紙3-2、別紙3-3、別紙3-4参照。
- ・その他電源が必要な場合は、受注者自ら確保すること。
※蓄電池等、方法は提案による。（発電機は使用不可）
※蓄電池等の設置場所は発注者と協議の上決定すること。
※設置場所の検討にあたっては、各種法令を遵守するとともに、近隣に配慮すること。

<企画検討にあたっての留意事項>

- ・日中（消灯時）も楽しめるデザイン・演出を取り入れるなど、景観が悪くならないように配慮すること。
- ・音楽、効果音等、音による演出は行わないこと。
- ・既存の樹木や花壇、構造物に機材を設置する場合は、当該対象物に損傷を与えることがないように留意した計画とするとともに、発注者および公園管理者と十分に協議を行うこと。また、公園北西角の5本（別紙5）を除き、高木への巻き付けは行わないこと。公園北西角の5本の高木に巻き付けを行う場合は、発注者および公園管理者と事前に協議のうえ樹木の生育を阻害しないように充分注意すること。
- ・ペグやアンカー等、地面や床、壁面に打ち込むものは使用しないこと。やむを得ない場合は、計画段階で発注者および公園管理者と十分に協議を行い、使用の許可を得ること。許可を得て施工するにあたっては、施工個所の埋設物・花卉・樹木の根等に十分注意し、使用する機材・数量等について協議すること。なお、使用した機材の数を把握・記録し、確実に撤去、現状復旧を行い発注者へ報告する

とともに、検査を受けること。

- ・ 通路を跨いで配線を行う場合は、架空配線は行わないこと。園路内の転がし配線は公園利用者等が転倒するなどの危険性があり基本的には禁止となっているため、必ず養生等を行い、通行人等の安全を確保するとともに、点字ブロック等がある場合は機能を確保すること。
- ・ 大雨の際、園路に雨水が帯水することがあるため、計画にあたり配慮すること。
- ・ 点灯時、日中（消灯時）いずれにおいても、通行人や公園管理車両等の動線、既存の架空配線等の支障とならないよう設置するとともに、必要に応じて関係者以外が機材付近に立ち入れないように区画するなど、安全面に配慮すること。
- ・ 設置するエリアの近接建物等における掲示物や宣伝・広報・案内用の看板やディスプレイ等の妨げにならないよう、十分に注意し、設置すること。
- ・ 点灯時間中の雑踏整理、設置機材損壊防止のための警備は別途発注とするが、打合せへの出席や資料提供等に協力すること。
- ・ 本業務で実施するイルミネーションは、光の饗宴のエリアプログラムへのエントリーを予定しているため、提出書類の作成等に協力すること。

<許可申請等>

- ・ イルミネーションの設置に伴う公園の占用許可の申請は発注者が行うが、受注者は事前調整や申請に係る書類（設置や保守点検、樹木の養生、撤去、緊急時の対応等をまとめた実施計画書等）の作成に協力すること。
- ・ 公園の占用許可の審査基準を踏まえた企画とすること。

（参考）大阪市ホームページ 審査基準

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000018/18630/housin-19.pdf>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000018/18630/jyo-19.pdf>

- ・ 設置する機材が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に規定されている工作物に該当する場合は、建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく申請等を行うこと。なお、許可申請等の手続きの申請者名は大阪市長とし、申請に必要な書類作成及び手続きは委託契約締結後、関係機関と協議のうえ、受注者が行うこと。
- ・ その他、設置にあたり、法的な許認可申請等が必要な場合は、その手続きを行うこと。

<その他>

- ・ 現場での設置・撤去計画の確認のため、企画内容を配置図（配線等の配置含む）、姿図・スケッチやイメージパース（同種計画の写真等も可）、設置・撤去時仮設計画図等を含む「実施企画書」としてとりまとめ、発注者の承諾を得ること。
- ・ 京橋公園において、点灯期間中に別の催しを実施される可能性がある。その場合は、電源の利用や構造物の設置等についての協議に応じること。対応にあたり追

加費用が生じる場合や本業務の実施に影響が生じる場合は、速やかに発注者に報告し、調整のうえ対応すること。

イ イルミネーション機材の設営及び撤去業務

以下に留意し、企画した内容の機材の設営及び撤去作業を行うこと。

- ・必要な電源の引き込み等にかかる工事費用は委託料に含める。
- ・設営及び撤去にかかる期間は点灯期間の前後2週間程度を目安とし、詳細については発注者および公園管理者と協議すること。
- ・設営及び撤去の際は、関係法令等に従い適切な処置を行うとともに、周辺店舗及びその利用者や車両・通行人、交通機関及びその利用者に支障を与えないように行うこと。
- ・設営及び撤去の作業は、日常の公園利用者の動線などに配慮し、作業場所を区画するなど、安全性を確保して行うこと。
- ・公園内への機材運搬車両などの乗り入れは可能であるが、車両乗り入れを希望する際は発注者および公園管理者と協議すること。
- ・高所作業車を使用する場合は、別紙5の縁石及びその内側には乗り上げは禁止とする。
- ・公園内を車両で通行する場合は最徐行とし、誘導員をつけること。
- ・設置、撤去実施にあたっては、必要に応じて関係機関（大阪市、都島警察等）への協議・許可申請等を行うこととし、許可申請にかかる手数料等は受注者の負担とする。
- ・雑草の除草を行う場合は、発注者および公園管理者と協議を行うこと。なお、機械による除草は認めない。
- ・設置前、設置途中、設置完了時、撤去途中、撤去完了時に写真等により状況を記録すること。
- ・受注者は設置、撤去にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策及び、養生等を行うこと。万一、納入先の建物や建物等に付随する設備又は第三者に損傷を与えた場合は、受注者の責任により補償すること。

ウ イルミネーション機材の保守点検及び維持管理業務

以下のとおり、機材の保守点検及び維持管理業務を行うこと。

- ・点灯期間中のイルミネーションの点灯、消灯は受注者において実施すること。タイマー等での自動制御による点灯、消灯も可とする。
- ・点灯期間中に定期的に見回り等の点検（2～3日に1回以上）を行い、記録を取るとともに、不点灯電球や漏電、断線等の不具合を発見した場合は、速やかにその対応を行い、結果を発注者に報告すること。
- ・荒天が予想される場合は、臨時点検（事前と事後の2回）を行い、装飾の危機管理及び安全確保に努めること。
- ・上記以外のタイミングにおいても、不点灯電球や漏電、断線等の不具合が判明した場合は、速やかにその対応を行い、結果を発注者に報告すること。

エ 資料作成、打合せ業務

以下のとおり、資料作成、打合せ業務を行うこと。

- ・業務の進捗に応じて、適宜発注者との打合せを行うこと。
- ・打合せ等の資料については、会議録を含めて受注者が作成すること。
- ・発注者から、業務の進捗状況の把握、関係者との協議や打合せ、本事業の広報等のために必要な資料等を要求された場合は、速やかに作成し提出すること。

6. 業務実施報告

撤去業務完了後、契約期間内に以下の（１）の紙媒体１部、電子媒体１部（DVD-R等）を作成し、発注者に提出すること。

（１）実績報告書

以下５点をとりまとめ、実績報告書として提出すること

- ① 実施企画書及び開催記録（５（４）ア関連）
- ② 設置・撤去状況報告書（５（４）イ関連）
- ③ 保守点検・維持管理実施報告書（５（４）ウ関連）
- ④ 打合せ議事録、提出資料一式（５（４）エ関連）
- ⑤ その他受注者が求める資料

7. 再委託について

- （１）業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- （２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- （３）受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- （４）地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- （５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けてい

る者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8. 業務実施に関する基本的な条件

(1) 契約および費用等について

- ・業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- ・契約後7日以内に、作業スケジュールを作成し、発注者のチェックを受けたうえで提出すること。
- ・契約後7日以内に、業務委託料内訳書を作成し、発注者のチェックを受けたうえで提出すること。
- ・災害や感染症の拡大、荒天など、やむを得ない事情により、イベントの一部または全部を実施しないと発注者が中止の決定をした場合は、中止時点での出来高払いとし、双方協議のもと、契約金額を変更する。

(2) 支払いについて

- ・業務完了後、発注者による検査を経て支払うものとする。

(3) 個人情報の取扱い・秘密保持

- ・受注者が個人情報を取り扱う際は、大阪市個人情報保護条例を遵守すること。
- ・受注者は、契約の終了と同時に、発注者の指示に従い、得られた情報（個人情報を含む。）等を発注者に引き渡したうえで廃棄しなければならない。
- ・受注者は、本業務において知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(4) 権利処理

文書・資料作成の際に新規に制作した著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定めるものを含む。）は発注者に譲渡されるものとし、受注者が権利を有する著作物については、受注者より利用許諾が得られるものとする。また、第三者が権利を有する著作物については、受注者が文書・資料作成にかかわるすべての著作物について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用許諾契約締結の手続きを代行し、利用許諾に必要な全費用を負担するものとする。

なお、著作物の許諾の範囲は以下のとおり。

- ・受注者より受領した著作物を、発注者が複製のうえ配布すること。
- ・発注者が文書・資料を収録した電子媒体を配布すること。
- ・発注者が文書・資料をWEB上に公開し配布すること。
- ・発注者が会議等において文書・資料を用いて発表すること。また、それらを用いて作成した資料を配布すること。
- ・文書・資料を用いた会議風景等を撮影した映像・写真をWEB上に公開すること。
- ・発注者が認めた機関の展示施設で閲覧に供すること。
- ・発注者が認めた機関が所有するサーバーに文書・資料を配布し、当該機関がWEB上に公開・再配布を行うことを許諾すること。受注者が個人情報を取り扱う際は、大阪市

個人情報保護条例を遵守すること。

(5) その他

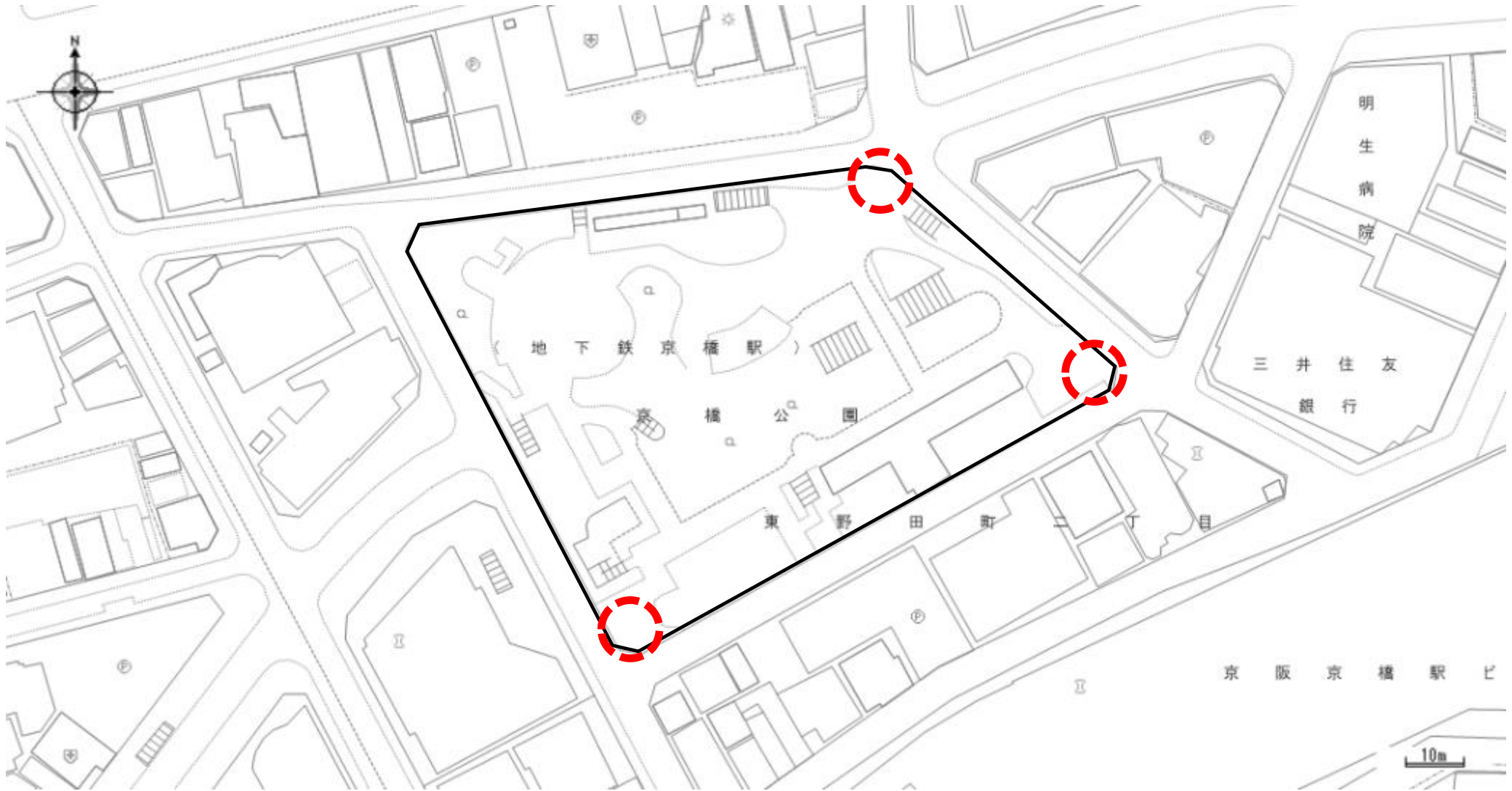
- ・受注者は、事業の実施にあたって、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な業務運営に努めること。
- ・本契約の履行に際して「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の趣旨を踏まえ、仕様書別紙4「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において適宜協議調整を行い決定する。
- ・受注者は業務を遂行するにあたって不明な点がある場合は、その都度、発注者に申し出て協議したうえで対応すること。ただし、緊急性を伴う事象については、発注者との事前協議なく判断できるものとするが、事後に必ず発注者に報告し、発注者の指示を受けること。
- ・受注者は、契約開始日から速やかに業務を開始できるように、準備を進めること。なお、発注者は準備のために要する経費を負担しない。
- ・本業務における成果物は全て発注者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、または使用してはならない。

9. 担当

大阪市都島区役所総務課（政策企画）

所在地：大阪市都島区中野町2-16-20 電話：06 - 6882 - 9916

仕様書別紙 1



貸与物品一覧表（都島区役所内保管）

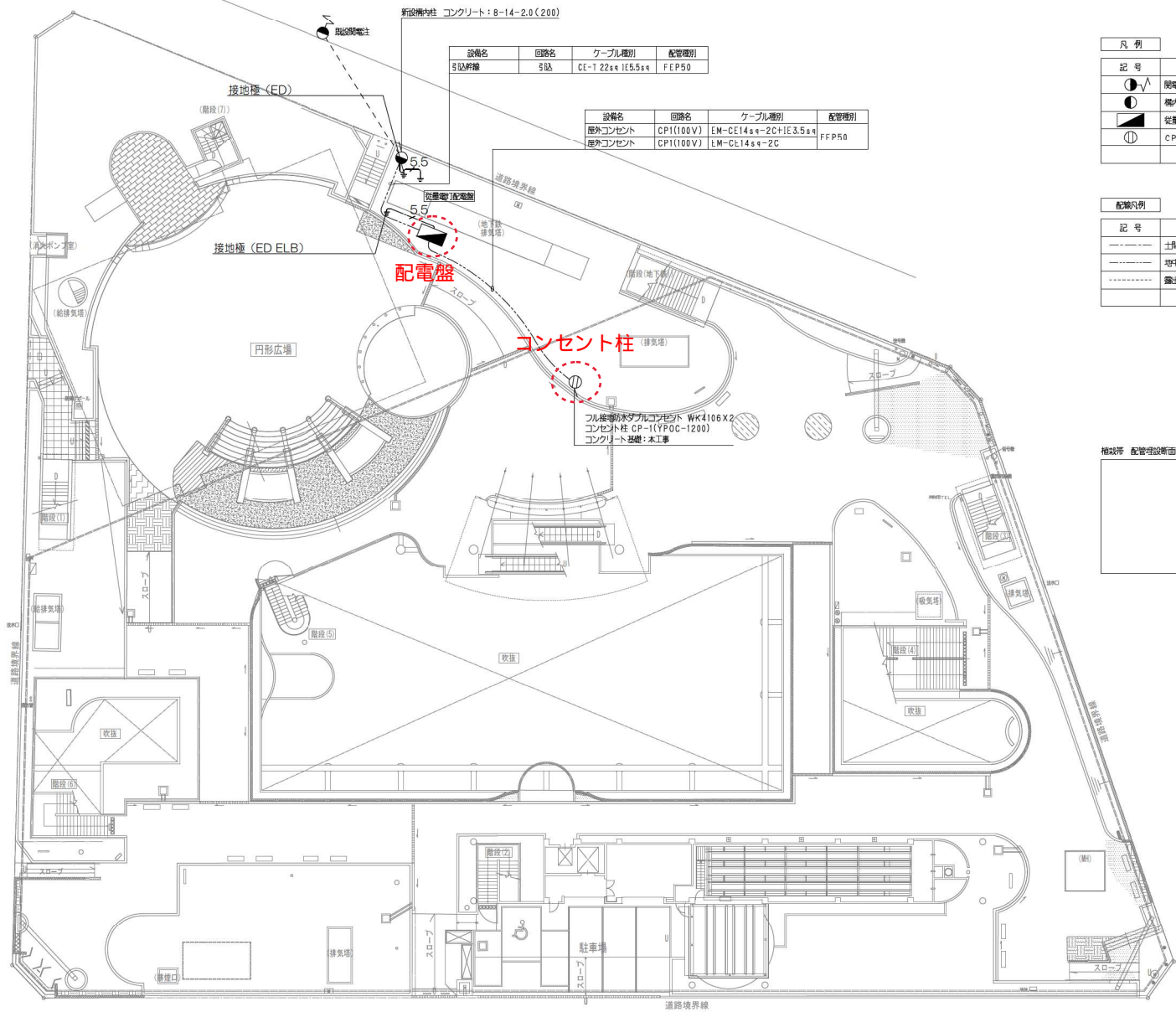
品名	球色	数量
クリーミーライトボール	サイズ：500mm/色味：RGB	3 台
クリーミーライトボール	サイズ：300mm/色味：RGB	3 台
レインフォール	サイズ：760mm/色味：青	10 本
LEDつららライト	サイズ：H1,000×W3,000mm/色味：白/球数：300球	12 本
ネオンLED（Dramatic KYOBASHI）	サイズ：H460×W760mm ※写真参照	1 台

ネオンLED（Dramatic KYOBASHI）



留意事項

- ・ 事前に必要数量等の借用計画を発注者と協議すること。
- ・ 借用時の搬出及び返却時の搬入は受託者が行うこと。（搬出、搬入は都島区役所内の倉庫）
- ・ イルミネーション機材は新品ではないため、正常な動作を保証するものではないことに留意すること。なお、借用にかかる機材の状態の確認は受託者が行うこと。確認作業の中で不具合を発見した場合は、品名等を発注者に報告すること。
- ・ 貸与したものは、滅失、汚損等がないよう慎重に扱い、これを第三者に譲渡してはならない。
- ・ 使用中に不具合が発生した場合、当該機材は受託者が持ち帰り、処分すること。また、本業務実施にあたり必要な代替品については受託者が調達すること。この場合の代替品は受託者に帰属するものである。なお、修理対応した場合には、撤去後に市に返却すること。
- ・ 撤去完了後、発注者の指示により、速やかに委託者に返却すること。なお、返却の際は、以後使用する可能性があることを考慮し、清掃、整理、不具合の確認を行うこと。（確認の結果、不具合があったものについては、受託者が持ち帰り、処分すること）
- ・ 貸与物品に対して、事業実施のため必要な加工を行った場合、返却時は原状復帰すること。

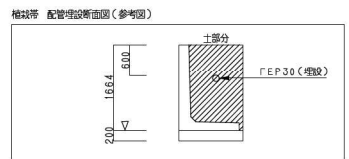


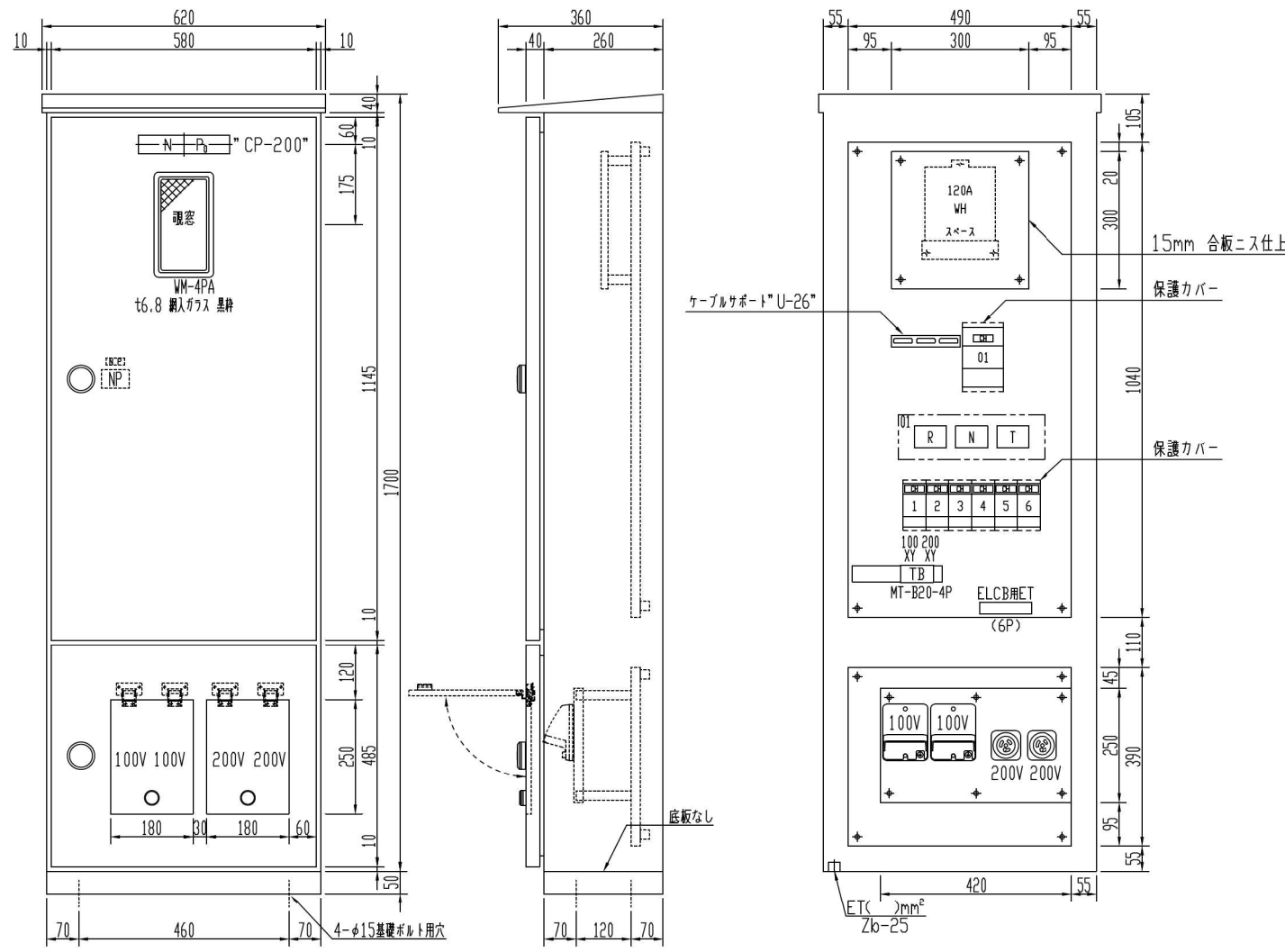
凡例

記号	名称	備考
●	配電盤	新設
○	補内柱(コンクリート：8m：末口径14cm：340kg)	新設
■	従置電打配電盤	新設
⊕	CP 屋外コンセント	新設

配管凡例

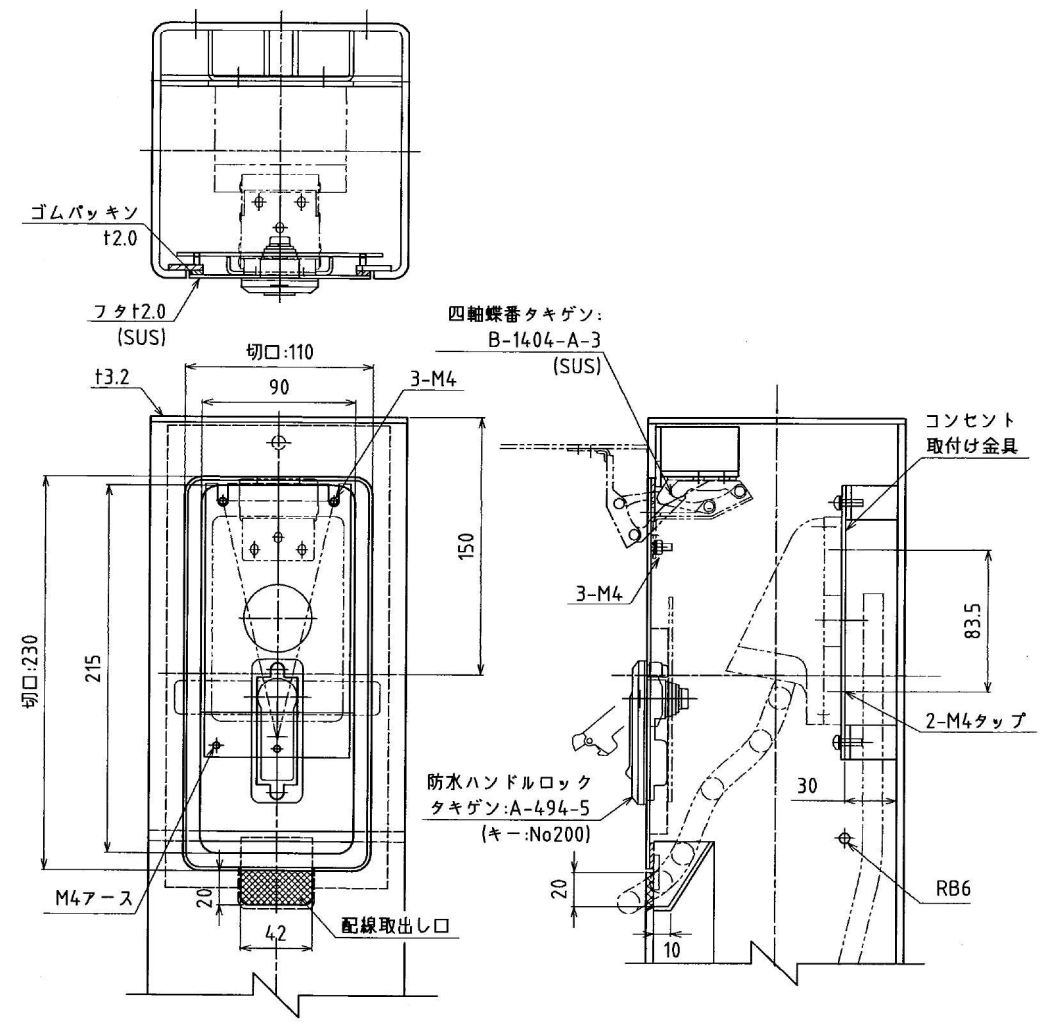
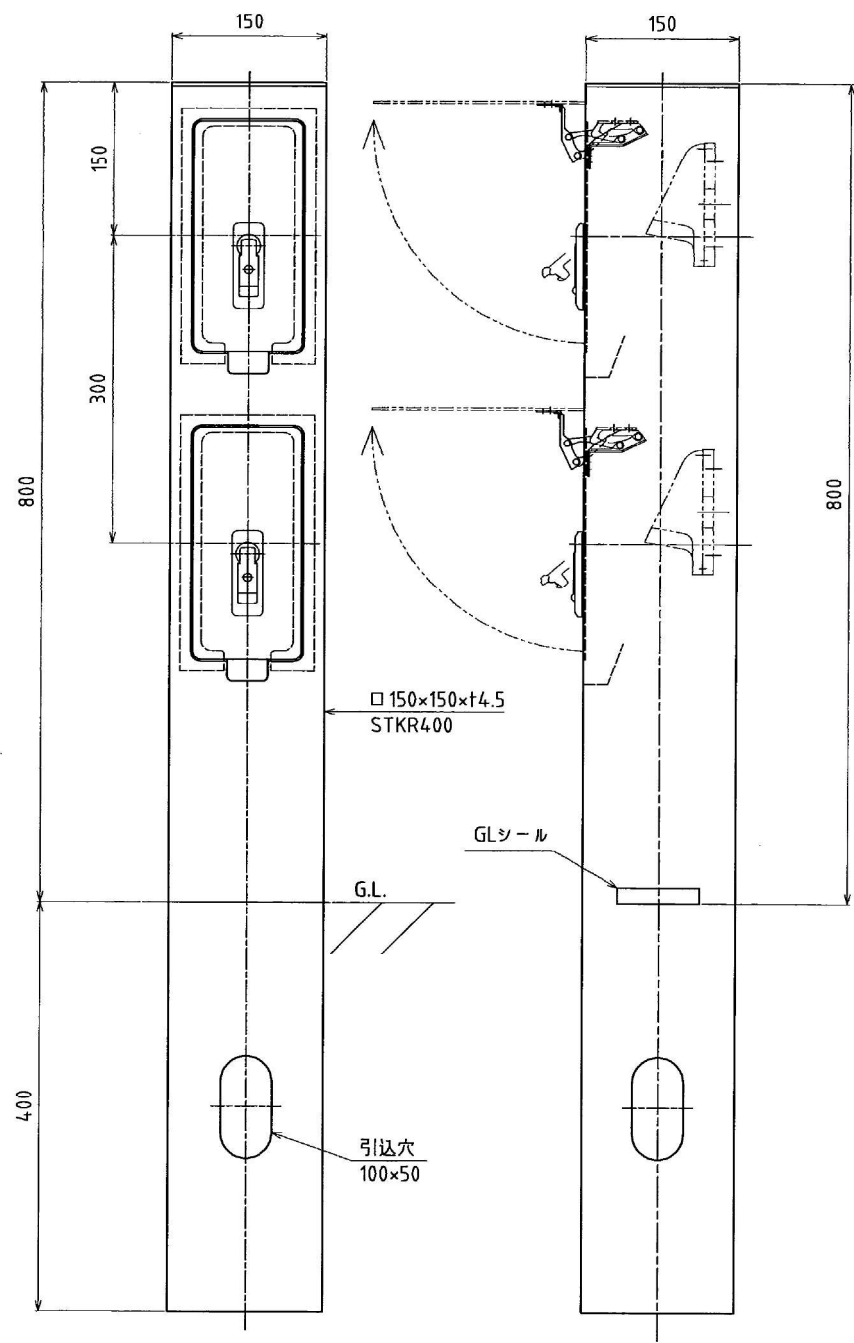
記号	名称	備考
---	土間コンクリート埋設	
---	地中埋設(植栽帯)	
---	露出配管	





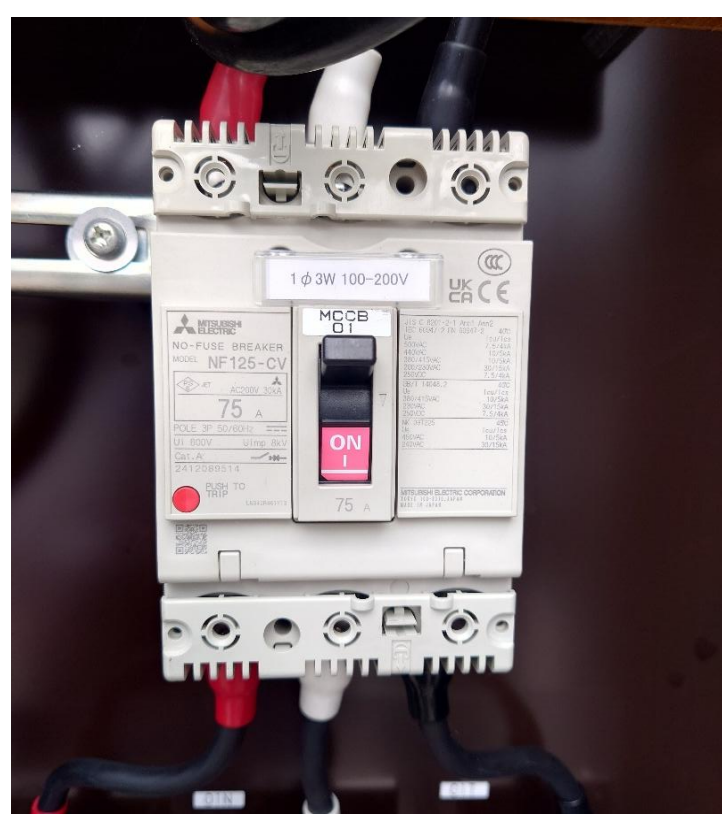
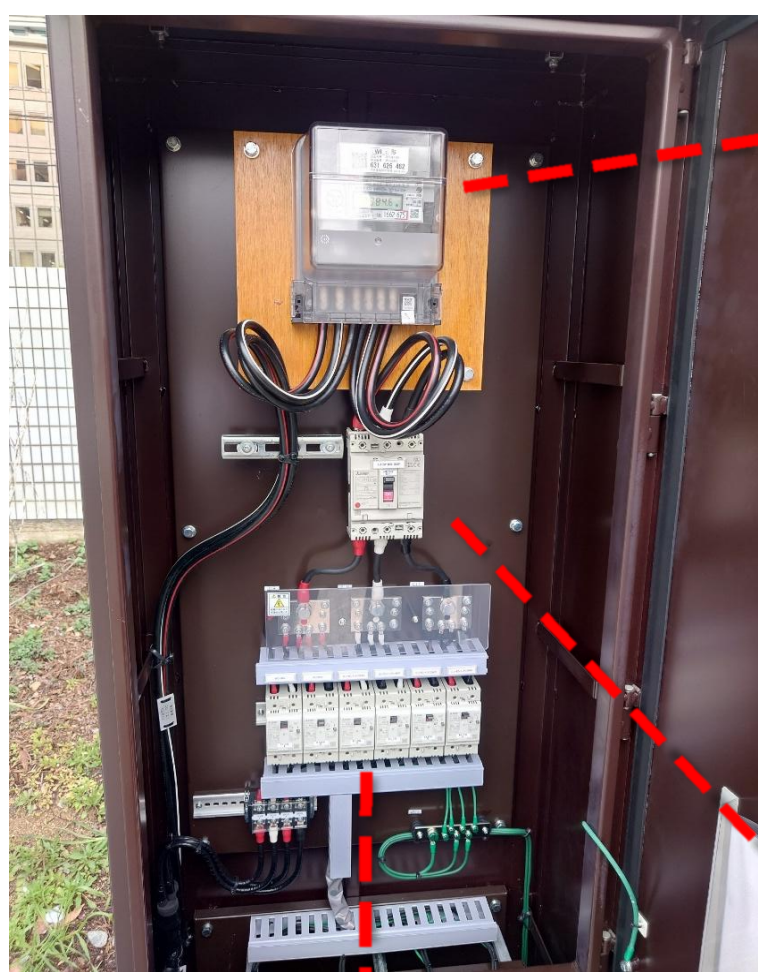
名 称	
NP0	従量電灯配電盤
CH01	1φ3W 100-200V
CH1	AC100V
CH2	AC200V
CH3	コンセント AC100V
CH4	コンセント AC100V
CH5	コンセント AC200V
CH6	コンセント AC200V

名 称	仕 様
箱体形式	WY-6
箱体板厚	2.3mm
扉 板厚	2.3mm
ハンドル H付	A-172-1-R
	A-172-3
	A-172-H
スプリング付ロック機構	B-128-G
アース端子	2-M6
内器ベース	2.3mm鋼板



コンセント部詳細図

配電盤内部写真



【職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書】

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、この契約を解除することができる。

